

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月9日

1 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

清水ビル

埼玉県上尾市小泉一丁目5-1 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・エアコン室外機等設備機器については、必要に応じて追加の騒音対策を行ってください。
- ・20台以上の駐車場には、埼玉県生活環境保全条例により騒音・振動の規制がかかりますので遵守してください。
- ・特に、夜間（午後10時から翌日の午前6時までの間）は静穏の保持に配慮ください。

2 縦覧期間

令和7年5月9日から令和7年6月9日まで

3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター